

論文審査報告の結果の要旨

論文提出者氏名 和仁 健太郎 (わに けんたろう)

論文題目 伝統的中立制度の本質 －戦争に巻き込まれない権利とその条件－

提出論文は、現代国際法最大の難問の一つといわれる中立制度の制度趣旨を歴史的に検討し、国際的な通説、それゆえにわが国での通説に果敢に挑戦したものである。

中立に関する現代の通説を、提出論文は、①伝統的な中立制度においては、中立国が戦争に巻き込まれないという権利は存在しなかつた、②伝統的な中立制度における「公平義務」の根拠は、第1次世界大戦前に有力だった、国際法上の「戦争の自由」そして「交戦国間の平等」に求められていると要約し、それがいずれも間違いであるとの論証を試みる。現代における中立も、上記の2つの認識に基づいているために、戦争が違法化された現代において中立制度がどのようなものになったかについて議論が分かれているのが現状である。

提出論文は、中立制度に関する伝統的な理解に対して、①については、1914年に、ドイツ（交戦国）が中立国ベルギーに対して開戦したことが、中立制度上許される行為か否かが当時争われたように自明ではない。また②については、中立国が参戦することが自由であったにもかかわらず、公平義務は参戦に至らない援助をしないことを要求するというの、どのように考えれば説明がつかかという問題がある。

提出論文は以上の問題意識から、「中立」概念が国際社会ではじめて用いられた16世紀から1945年までの中立制度を、①16世紀から18世紀、②18世紀末から20世紀初頭、③20世紀の3つに分けて、各時代の中立制度の構造を、国際法学説を参照しながら国家実行によって分析したものである。

16世紀から18世紀までを扱った第1部では、当時結ばれていた中立条約が分析される。検討の結果、中立条約が、局外国たる締約国が「中立を遵守する」（他方締約国の敵国を援助しない）ことを「条件」として、交戦国たる締約国が局外国たる他方締約国に「中立を認める」（局外国を戦争に巻き込まない）ことを約束するものであり、当時の国家実行において、局外国の中立は、交戦国と「中立条約」を締結することによってはじめて成立するものであり、交戦国は「中立条約」を締結していない局外国を自由に戦争に巻き込めると考えられていたことが示される。当時は、中立は交戦国と中立条約を締結することによってはじめて成立するものであり、中立条約を締結しない国に対しては、自由に戦争に巻き込めると考えられていた。

他方、当時の国際法学説（Wolff、Vattel等）では、中立条約を締結しないでも、戦争に巻き込まれないという中立の地位に立つことができると説かれたが、その立論は正戦論によって正当化された。国が戦争を行うためには「正当原因」を必要とするが、中立国はいずれの交戦国に対しても不正を行っていないために、交戦国は中立国に対して戦争を遂

行することはできないと論じられた。この法理論は、当時は単なる学説でしかなかったが、18世紀以降に国家実行に取り入れられることになる。

第2部で扱われる18世紀以降の時代において、それまでの学説が国家実行に取り入れられて、一般国際法上の制度として成立した中立制度が分析される。提出論文によると、18世紀末に、第三国が中立条約を結ばずに、一方的に中立宣言を行って中立の地位に立つという実行が定着した。中立国は、交戦国への軍事的援助を差し控える等の一定の義務（中立義務）を負い、その義務を実行すれば、戦争に巻き込まれない権利（中立にとどまる権利）を享受すると考えられた。上記の中立義務は、中立にとどまる権利の見返りとして義務であり、その意味では、中立にとどまる「条件」と表現した方が適切であると説かれる。

中立にとどまる権利は、18世紀の学説では正戦論によって基礎づけられたが、19世紀後半から正戦論が支持を失ったために、新たな正当化に理論が必要になり、そこで用いられたのが、「戦争原因」を交戦国間に限定することによって戦争の当事国を限定するという考え方である。戦争原因の正・不正を区別できないとしても、戦争には固有の原因があり、その原因との関係で戦争の範囲は限定されるべきであり、戦争の原因と無関係な第三国に戦争を拡大することは許されないと考えられたのである。

第3部では戦間期から第2次世界大戦期が扱われ、以上のような歴史的経緯を経て成立した伝統的な中立制度が、集団的安全保障制度が出来上がった1920年代以降にも妥当したことが論じられる。提出論文によると1920年代から30年代前半においては、中立が援用される例は少なかつたが、それは諸国が集団的安全保障制度によって安全保障を図ろうとしたためであり、他方、集団的安全保障の限界が露呈した1930年代以降は、諸国は中立を援用することによって安全保障を図るようになる（第2次大戦中の40ヶ国の中立宣言等）。当時においても中立義務を守っている中立国に対して戦争行為を行うことは許されないという前提は共有されていた。ちなみに現代の中立に関する通説の起源は戦間期であることも示される。

以上の歴史的な検討から本論文では、18世紀後半に成立した伝統的な中立制度は、中立国が一定の行為（いわゆる「中立義務」・「公平義務」）を行うことを条件として、中立にとどまる権利を得るということを本質としていたと結論する。そのうえで、このような中立制度が戦争が違法化された現代において、生き続けているかどうかの検証を今後の課題として提示して稿を閉じている。

以上が提出論文の要旨であるが、本論文は次のような点で評価できる。第1に、多くの研究者が挑んできた中立制度の性格づけに関して、本論稿は、諸外国から、中立に関わる国家実行に関する多数の一次資料を収集し（使用言語では、英、独、仏、伊に及ぶ）、18世紀末に成立する中立制度の特殊性を見事に抽出して、新たな中立像を描ききったことは何より評価に値する。その結果、戦争原因を中心とする中立像を明確に提示できたことは大きな成果である。

第2に、第1の点帰結として、戦争の自由との関係で捉えがちである中立を、本来は正戦論によって正当化されていたものであり、それが戦争の自由の時代にあって、むしろ理諭的根拠が転換されたことを解き明かしたことである。戦争の自由と中立を結びつける通

説的見解では、戦争が違法化された現代において、中立制度の基盤が失われたと説かれる。本論文は、両者の結びつきが必然的なものではなく、むしろ人為的なものであることを示すことによって、現代においても中立が妥当する基盤があることを示した点は高く評価される。

他方、提出論文にはいくつかの弱点と思われる箇所もある。第1に、中立制度に重要な構成要素である中立義務を、中立にとどまるための「条件」と、また条件を満たすことによって中立にとどまる「権利」を獲得すると繰り返し説かれた。しかし、交戦国に中立国に戦争行為を遂行しない正当原因を与えないことを「権利」と表現できるかについては疑問の余地がないではない。もしこのような用語法が可能だとすると、通常の戦争においても、戦争に訴えられない権利をすべての国がもつことになり、戦争の自由という本論文の前提と矛盾することになる。同時に、中立義務を「条件」と表現したが、なぜ古来から多くの学説がそれを「義務」と表現してきたかについて、もう一度考え直す必要がある。

第2の点は、第1の点に関連することであるが、国家実行や学説、とくに学説が戦争 자체をどのように捉えていたかの検討が弱いように感じられる。18世紀末から第2次大戦までを、戦争の自由と特徴づけたが、戦争の自由についても学説上種々の考え方がある。中立制度を論じるためには、戦争自体の国際法上の位置づけとの関係について、もう少し深い検討が必要であると思われる。

しかしながら、これらの点は本論文の学術的な価値をいささかも損なうものではない。とくに弱点として挙げた戦争自体の位置づけのより深い考証という点を含めて中立論を開発することは、とても博士課程の間になし得ることではない。総じて、戦間期という特殊な時代に生成された通説を、徹底的に一次資料を渉猟して当時の学説と関係付けながらより広い歴史的なパースペクティブのなかで捉え直し伝統的な中立制度の全貌を示した点では、わが国の学界のみならず、世界の学会に対して大きな貢献をしたものと認めることができる。以上の点から審査委員会は、本論文の提出者は、博士（学術）の学位を授与されるにふさわしいと判断する。